

令和7年度 船橋市立坪井中学校「学校いじめ防止基本方針」

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

<基本理念>

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危機を生じさる恐れがある。したがって本校では、すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置するようなことがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

<いじめ禁止>

生徒はいじめを行ってはならない

<学校及び職員の責務>

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や他の関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

「いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針」（平成24年(2012)9月文部科学省）及び「いじめ問題への対応のポイント」（平成24年7月船橋市教育委員会）を受け、本校の「いじめ」について解決や防止、対応策について協議し方向付けした。

<いじめの定義>

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な影響をあたえる行為を受けたことにより、心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの未然防止>

- ・お互いを認め合うことができる教育活動の充実をはかる
- ・生徒指導の機能を生かした授業の実践をはかる
- ・道徳等による生命・人権を大切にする指導の充実をはかる
- ・達成感や人間関係の深化が得られる学校行事の企画・実施をめざす

②いじめの早期発見・早期対応

教師と生徒の日常の交流を通して、早期発見や早期対応ができるよう努める。授業や諸活動の中で適切な言葉遣いなど場面を捉えて指導する。生活ノートやチャンス相談を生かすことや昼休みや部活動などの様子に目を配り、気になる生徒にはこまめに声をかける。

6月、11月の年2回、アンケート調査を実施する。アンケート結果は複数の教員の目で分析し、緊急性、経過観察、事後指導が必要なものに分類し対応する。定期的な相談日以外にも生徒が希望するとき即時面談できる体制を整えておく。面談方法や面談結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

③いじめ防止などの対策に従事する人材の確保および資質の向上

・教職員の対応力向上

1) 教職員の基本姿勢として

一人ひとりの教職員が、いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む意識を強く持つように資質の向上を図る。

いじめが疑われる場合は職員全体で共通行動および全職員で共通理解を図り、適切かつ敏速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めるよう資質の向上を図る。そのために各教職員はいじめに関わる情報を記録しておくことが必要である。

2) 共通認識の形成

一人ひとりの教職員は、いじめは学校生活のあらゆる場面で起こり得る問題であると認識することが大切である。いじめは生徒の心身の健全な発達への重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景となり得る重大な問題であるという意識を強く持ち、対応を安易に終結せず、経過観察・支援など関わり続ける指導が必要である。

④インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

1) 生徒および保護者への啓発活動を行う。

インターネット上のいじめは、刑法犯、民事訴訟の対象になり得る行為であり、重大な人権侵害に当たり、被害者などに深刻な傷を与えかねない行為であることを周知するために、情報モラル集会などを活用し、ネット利用上の危険性や携帯電話のフィルタリングの必要性を知らせ、親子の間で携帯電話やネットの利用に関するルールをつくる大切さを知らせる。

2) 書き込みの削除

サイト名・URL・日時・内容を記録し、掲示板管理者及び運営会社へ削除を依頼する。悪質な場合は、警察署や京葉地区少年センターに相談する。

(2) いじめ防止などに関する措置

①学校におけるいじめの防止などの対策のために組織の設置

・いじめ不登校対策委員会をもって、「いじめ対策委員会」とする。

〔構成員〕 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、該当学年の生活担当、
道徳指導、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとする

〔役 割〕 対応方針を決定し、役割分担を行う

いじめの態様、関係者、被害生徒、加害生徒等、情報の整理をする。その後、
指導上の留意点（緊急度、自殺、不登校など）の確認を行い、対応の方針を決
定する。また、被害生徒への聴取と支援、加害生徒への聴取と指導、保護者への
説明などを誰が行うか役割分担を行う。

〔開 催〕 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、スクールカ
ウンセラーは毎週1回を定例会として開催する。全体会は必要時に召集する。

・組織的な対応を基本とする。

発見者は勝手に判断せず、必ず報告し解決を焦らない。できるだけ複数の教員で対応し、
場合によっては専門家と協働した情報収集体制を構築する。

・必要に応じて関係機関との連携を行う。

- 1) いじめの発見状況の報告、対応方針の相談（市教委指導課）
- 2) いじめによる暴行、傷害、恐喝。（市教委指導課・京葉地区少年センター）
- 3) いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている。（医療機関・市教委指導課）
- 4) ネット上で悪質な誹謗中傷が繰り返されている。（警察署・市教委指導課）

②いじめに対する措置

1) 事実の把握

聴取するときは、被害生徒、周囲にいる者、加害生徒の順に行いできるだけ人目に付か
ず、安心して話ができる場所や時間帯に配慮して事情を聴く。聴取内容に食い違いがな
いか複数の職員で確認しながら進め、情報提供者に報復等が起きないように配慮する。

2) 解決を焦らない

同じ場所で被害生徒と加害生徒の事情を聴かない。注意、叱責、説諭だけで終わること
がないようにする。単に謝るだけでなく加害生徒がしっかり反省できるよう指導する。

3) 被害生徒への支援と指導

自己肯定感の喪失を食い止めるよう良さや優れているところを認め励ます。加害生徒との
今後の付き合い方など言動の仕方を具体的に指導し、今後の経過を見守ることを伝える。

4) 加害生徒への指導

被害生徒のつらさに気づかせ、自分が加害者である自覚を持たせる。いじめは決して許され
ることではないことを理解させ、責任転嫁を許さない。いじめに至った心情を振り返らせなが
ら、今後の言動について考えさせる。

5) 観衆と傍観者への指導

観衆、傍観者に対して、いじめの事実を告げることは人権と命を守る立派な行為であることを教える。被害生徒は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたのかを考えさせ、観衆や傍観者もいじめの当事者になることを受け止めさせる。

6) 保護者との連携のポイント

いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な処置を講ずる。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価・教員評価における留意事項

いじめ問題を隠さず、いじめの実態把握やいじめに対する対応を適切に行うため、次の2点を学校評価に加え、適正な取り組みを評価する。また、教員評価においてはいじめ防止に対する一人ひとりの日々の取り組みや意識について評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

【改訂等】

○平成27年2月第1次改訂……

- ・「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第七十一号：平成25年9月28日施行）の成立及び「いじめ防止対策推進提要」（平成25年11月29日船橋市教育委員会）の発行を受けて改訂。

○平成29年11月第2次改訂……

- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）の「最終改訂 平成29年3月14日」を受けて改訂。

○平成31年2月 年度末内容確認 「学校評価・教員評価における留意事項」の追加